

お知らせ

合併処理浄化槽補助金制度をご活用ください

人が1日に出す汚濁量は、1人当たり、し尿が13g、雑排水（台所や風呂の排水）が27gと言われてます。し尿汲取りのお宅なら雑排水の27gがそのまま放流され、し尿のみを処理する単独処理浄化槽のお宅なら、し尿を処理した4gと雑排水の27gを合わせて31gの汚濁物質が側溝を通って川へ、そして海へ放流されています。

この汚濁物質は放流してすぐには大して影響が無いように見えます。しかし、流れていく過程で腐敗し、臭いや害虫の発生を促し、川や海の生態系にも悪影響を与えかねません。特に単独浄化槽の場合は、自分の前から汚水は流されていくので本人は快適ですが、それは下流域にお住まいの方の我慢の上に成り立っている快適さなのです。

そこでお奨めしたいのが、し尿と雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽への切替です。合併処理浄化槽は、きちんと保守すれば90%以上の除去率を発揮し、放流水には尿・雑排水合わせても4g以下の汚濁物質しか含まれません。

市では、この合併処理浄化槽の設

置を推進し、設置費用の補助を行っています。ご自分とご近所の住環境のため、また佐渡の綺麗な川と海を取り戻すためにぜひご検討ください。

補助対象地域

下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業の認可区域外の地域。ただし、認可区域内であっても7年間供用開始ができないと見込まれる地域は対象となります。

補助対象者

・住居の単独処理浄化槽・し尿汲取り便槽を合併処理浄化槽に切り替え設置する方

・住居に新たに浄化槽を設置する方
・地域の集会場等で新たに浄化槽を設置する方

補助対象額

- ・5人槽 35万2千円
- ・6～7人槽 44万1千円
- ・8～10人槽 58万8千円
- ・単独処理浄化槽撤去費 9万円

※補助は予算の枠内で行っていますので、申請はお早めをお願いします。

※申請等に当たっては、その他条件がありますので、国中地区は市役所上下水道課 両津・相川地区は各支所、小木・羽茂・赤泊地区は羽茂支所の上下水道係へお問い合わせください。

お問い合わせ

市役所上下水道課下水道維持管理係（真野行政サービスセンター内）
☎55-2222（浄化槽担当）

浄化槽の保守について

浄化槽は、微生物の力で汚水を浄化しますので、その能力を十分に発揮するために定期的な保守が欠かせません。そのため、浄化槽法では、4か月に1回以上の保守点検、年1回以上の清掃・汲取り、年1回の法定水質検査を義務付けています（この回数は家庭用の小型合併処理浄化槽の場合です）。

特に、水質検査は、ご家庭からの放流水が住環境・自然環境に対して安全かどうかを調べるためのものですので、毎年必ず受検してください。

お問い合わせ

市役所上下水道課下水道維持管理係（真野行政サービスセンター内）
☎55-2222（浄化槽担当）

「ドジョウ養殖助成事業」の事業者を募集しています

佐渡トキ保護センター、トキふれあいプラザでは、100羽以上のトキを飼育しており、エサとしてドジョウと馬肉を主体とした人工飼料を組み合わせて与えています。

現在、ほとんどのドジョウを島外から購入しており、今後トキが増えることで、必要なドジョウの量も増える見込みですが、島内では、一部で先進的な取組が行われていますが、

ドジョウの生産体制はまだ確立されていないのが現状です。

市では、島内でのドジョウ生産体制の整備を図り、佐渡トキ保護センターやトキふれあいプラザに供給できるように、「ドジョウ養殖助成事業」を実施しています。

ドジョウ養殖を新規に始める農家や事業者に対して、工事費など必要経費の一部を補助します。（初期費用の他に管理運営費についても一部補助します。）

詳しくは、市役所農林水産課トキ政策係へお問い合わせください。

対象者

市長が認める個人および団体

補助対象経費

原材料費および消耗品費、使用料および賃借料、通信運搬費、委託料、工事請負費、その他の経費

補助率および補助金の上限・下限

補助率2分の1以下
上限25万円、下限10万円

生産物の供給目的

生産したドジョウは、トキの野生復帰に向けた事業に活用すること

お問い合わせ

市役所農林水産課トキ政策係（トキふれあいプラザ内）
☎24-6550